

## 第8章

# 福祉に関する団体

# その他の福祉

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

一般社団法人 明石市シルバー人材センター

民生委員・児童委員

公益財団法人 こども財団

# 1 社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域で生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力し合いながら、こどもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通じて、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」をめざす社会福祉法で定められた民間の組織で、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されています。

社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

明石市社会福祉協議会（市社協）は、昭和 26 年 6 月 20 日に設立し、昭和 29 年 5 月 4 日に社会福祉法人として認可されました。

## ○ 所在地等

明石市貴崎 1 丁目 5 番 13 号 明石市立総合福祉センター内

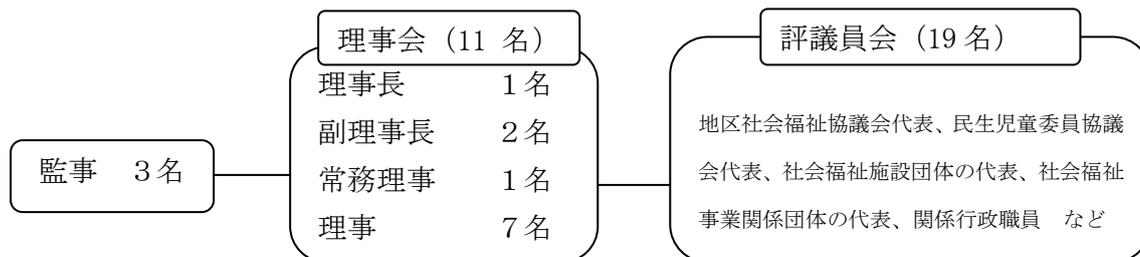
Tel (078) 924-9105 Fax (078) 924-9109

ホームページ <https://www.akashi-shakyo.jp/>

## ○ 機構図と事務局の分掌事務

《 執行機関 》

《 重要事項を議決する機関 》



事務局	○ 地域福祉推進室	法人運営課	企画経営係	理事会・評議員会・委員会の議事、協議会の事業の総合企画・運営調整、管理、福祉団体等への支援・協力、広報活動、職員の人事・給与、局・室・課の庶務、資金貸付事業
			総合福祉センター	明石市立総合福祉センター本館及び新館の管理運営、地域活動支援センター事業
		地域支援課	地域福祉活動の推進（集いの場づくり、ふれあい訪問、ふれあい会食事業、福祉学習推進、要援護者見守り SOS ネットワーク事業、車いす貸出事業）、ボランティアセンター運営、安否確認事業、協議会会員の募集支援、共同募金事業の協力、善意銀行の運営、福祉機器リサイクル事業、明石市保護司会事務局、介護保険事業、障害福祉サービス事業	
	○ 総合相談支援室	権利擁護支援課	後見相談支援係	後見・権利擁護に関する相談と支援、後見制度の広報・啓発及びネットワークづくり、市民後見人等の養成と活動の支援、後見申立の支援や日常生活自立支援事業、罪に問われた人達の社会復帰に関する相談と支援
			障がい者相談支援係	障害のある方の生活に関する相談、障害のある方への虐待に関する通報や届け出の受理
		地域総合支援センター	包括的支援事業（総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業）、地域連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、一般介護予防事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、指定介護予防支援事業	

(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）

地域福祉活動の推進を図るため、次表のとおり地区社協が設置されています。

地区社協は、各地区の自治会（町内会）や地区民生児童委員協議会をはじめ、高年クラブ、こども会などの各種団体によって構成されており、連携して地域の福祉課題に取り組んでいます。

地区社協の名称	構成団体等
松が丘小、朝霧小、人丸小、中崎小、錦城、大観小、王子小、林小、貴崎小、花園小、藤江小、和坂小、鳥羽小、沢池小、大久保、大久保小、山手小、江井島、高丘、魚住東、魚住、二見、二見北	自治会（町内会）、地区民生児童委員協議会、地区高年クラブ、地区こども会、地域ボランティアグループ、PTA などの各種団体

地区社協によって、次表のような事業が取り組まれています。

事業項目	事業内容
高齢者対象の事業	見守り活動、友愛訪問、ふれあい会食、ミニケア・ふれあいサロン、敬老会 など
青少年対象の事業	あいさつ運動の推進、小・中学校との交流、高齢者とこどものふれあい、福祉の体験学習、こども会活動の支援 など
子育て支援の事業	福祉スクール、ふれあい子育てサロン など
地域住民対象の事業	世代間交流、福祉講演会、研修会、視察研修、ふれあい訪問 など
広報活動	地区社協だよりの発行 など

## （２） 明石市ボランティアセンター

### ① 明石市ボランティアセンターの活動内容

ボランティアセンターは、「総合福祉センター」と「ふれあいプラザあかし西」に開設しているボランティア活動室を中心に、次のような活動を行っています。

- ボランティア活動に関する情報収集と提供、相談
- 広報紙等によるボランティア活動の啓発
- 児童・生徒・青年・企業人のボランティア活動の推進、啓発
- ボランティア依頼者とボランティア希望者の需給調整（マッチング）
- ボランティア活動に対して、資金面での援助、必要な場や機材の提供
- 明石市ボランティア連絡会との協働  
（あかしボランティアフェスタの開催、校区ボランティア交流会の実施）
- ボランティア養成講座の企画、開催

### ② 登録ボランティアグループの状況

ボランティアセンターに登録されている団体は 81 グループ（1,622 名）です。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

分野ごとに分類すると、技術分野は 13 グループ、地域分野は 28 グループ、施設・環境分野は 15 グループ、教育分野は 9 グループ、文化・健康分野は 16 グループとなっています。

詳細は、資料編に記載しています。

### ③ 災害ボランティアの登録と被災地支援

本市が被災した場合の災害ボランティアセンターの運営支援を行うとともに、県内外で発生する災害で、被災した地域の住民支援と現地ボランティアセンターの援助等を目的に、広く市民へのボランティア参加を呼びかけ、活動を行っています。

### ④ 福祉学習・福祉スクール

児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティア、福祉事業所の協力を得て、車いす、手話、点字、要約筆記、音声訳、精神障がいへの理解などの体験や障がい当事者との交流学习を行っています。

## (3) 地域福祉活動推進事業

身近な地域での支え合い活動の促進と、互いに助け合える関係づくりを目指し、ミニケア・ふれあいサロン、ふれあい訪問、ふれあい会食などの小地域での活動を市内各地区で推進しています。

- 地域ボランティアグループ …… 28 グループ
- ミニケア・ふれあいサロン …… 215 か所
- ふれあい訪問実施地区 …… 8 地区
- ふれあい会食実施か所 …… 25 か所

※令和6年4月1日現在

## (4) 安否確認事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者や支援の必要な世帯に対して、月1回見守りサポーターが家庭訪問を行い、安否確認を行うとともに、訪問時に伺った不安や困りごと等について、行政や地域総合支援センター等の関係機関への橋渡しを行っています。また、民生委員・児童委員とも連携しながら、地域での見守り活動の充実を進めています。

## (5) 生活福祉資金－自立更生の経済援助のための資金貸付事業－

この貸付制度は、他からの資金の利用が困難な低所得世帯や身体障害者世帯等の方々に対して低利で資金を貸し付けることで、世帯の経済的自立を図るとともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進を図り、地域社会での安定した生活を支援することを目的とした兵庫県社会福祉協議会が実施する制度です。

この制度の特徴は、単に資金を貸し付けるものではなく、民生・児童委員による相談・援助のもと、相談に始まり、申込みから償還完了まで進めていくことにあります。

なお、新型コロナウイルス感染症による収入の減収等に対する特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）を令和2年3月より令和4年9月まで実施しました。

貸付資金の種類、貸付限度額などは、資料編に記載しています。

## (6) 日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある認知症高齢者や、知的・精神障害者が地域で安心して生活できるように、福祉サービス利用についての援助や日常の金銭管理援助を行っています。

(7) 善意銀行

市民、企業、団体からの善意で寄せられた寄付を効果的に社会に還元し、地域福祉活動の推進を図っています。預託の払出に際しては、預託者のご意志を十分考慮した上で払出を行います。

預託	金銭	市社協窓口、振込にてご協力をいただいています。	
	物品	食料品	フードドライブとして、1か月以上の賞味期限があり未開封の品物の預託を受け入れています。
		日用品	未使用、未開封の品物を確認した上で預託を受け入れています。
払出	金銭	公募の上で、募金等配分検討委員会の審査を経て預託者のご意志を尊重して払出を決定しています。	
	物品	必要とされる世帯等へ市社協窓口や関係機関を通じて適宜払出を行っています。	

(8) 福祉団体への活動助成

共同募金等の財源を活用し、地域福祉を推進する福祉団体やボランティアグループの活動を促進するための支援を行っています。

(9) その他の運動と活動

社会を明るくする運動	7月1日から7月31日までを強調月間とし、すべての市民が力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築くための啓発活動などを地区推進委員会の一員として行っています。
共同募金 (赤い羽根募金)	10月1日から翌年3月31日までを運動期間として、都道府県ごとに設置する共同募金会が実施する社会福祉法に定められた募金です。 募金の強化月間は10月で、集められた募金は県内で地域福祉事業を実施する民間団体や市内の社会福祉事業実施の諸団体に配分されています。
歳末たすけあい運動	12月1日から12月31日までを運動期間とし、新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の参加や理解を得て、様々な福祉活動を推進するために実施しています。
車いすの貸出し	車いすを無料で貸出しています。(貸出期間の制限あり)
福祉機器のリサイクル	家庭で不用となった福祉機器を譲り受けて点検整備し、必要とする高齢者や障害者等は無償で提供するリサイクル事業を行っています。

(10) 総合福祉センター本館及び新館の管理運営

市社協では、平成20年度に総合福祉センターの指定管理を受け、センターの管理運営を行っています。

なお、総合福祉センターの施設の概要、利用案内、事業内容などの詳細は、「第13章 総合福祉センター」に記載しています。

(11) 地域総合支援センター

市社協では、明石市から地域総合支援センター運営事業を受託し、高齢者だけでなく、障害者、子どもを含む様々な支援を必要とする方やその家族に対して、総合的・包括的な相談対応ができる拠点を市内6カ所に開設しています。なお、地域総合支援センターの事業内容などの詳細については、「第6章 地域共生社会づくり（地域総合支援センター）」に記載しています。

(12) 介護保険・障害福祉サービス事業所

高齢者、障害者の在宅生活を支援するため、ケアプラン（居宅サービス計画及びサービス等利用計画）の作成を行っています。

(13) 基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター

基幹相談支援センターは、障害のある方の総合相談窓口です。障害の種別を問わず、ご本人やご家族、関係機関などからの相談をお受けします。電話相談や来所相談、必要に応じて訪問による相談を行います。

また障害者虐待防止センターでは、障害のある方への虐待に関する通報や届出の受理を行っています。

(14) 後見支援センター

後見支援センターは、認知症や知的障害等により、判断能力が不十分になった人やその家族を対象に、後見制度に関する相談や申立の支援、関係機関の紹介などを行います。主な活動は以下のとおりです。

- ◆後見・権利擁護に関する相談と支援
- ◆後見制度の広報・啓発、ネットワークづくり
- ◆市民後見人などの養成と活動支援
- ◆後見申立の支援や日常生活自立支援事業

## 2 一般社団法人 明石市シルバー人材センター

### (1) センターの目的及び所在地

当センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与することを目的としています。

◎ 所在地 明石市船上町5-2

TEL 078(922)5000 FAX 078(922)5040

### (2) センターのあらまし

#### ① 仕事の受注

それぞれの経験、能力を生かして社会のために役立ちたいと思う健康な高齢者のために、民間事業所や官公庁・一般家庭などから、臨時的・短期的な仕事又はその他軽易な業務を引き受けこれを会員の希望に応じて提供します。

#### ② 就業の特色

会員に雇用職業紹介をするものではありません。

仕事の契約はすべてセンターと発注者との間で結びます。そのため、仕事の発注者と仕事をする会員との間はもちろん、センターと会員の間にも雇用関係はありません。

#### ③ 傷害保険に加入

会員一人ひとりに傷害保険が適用されます。万一、会員が仕事中にケガなどをしたときは、一定の範囲内で保険の給付を受けることができます。

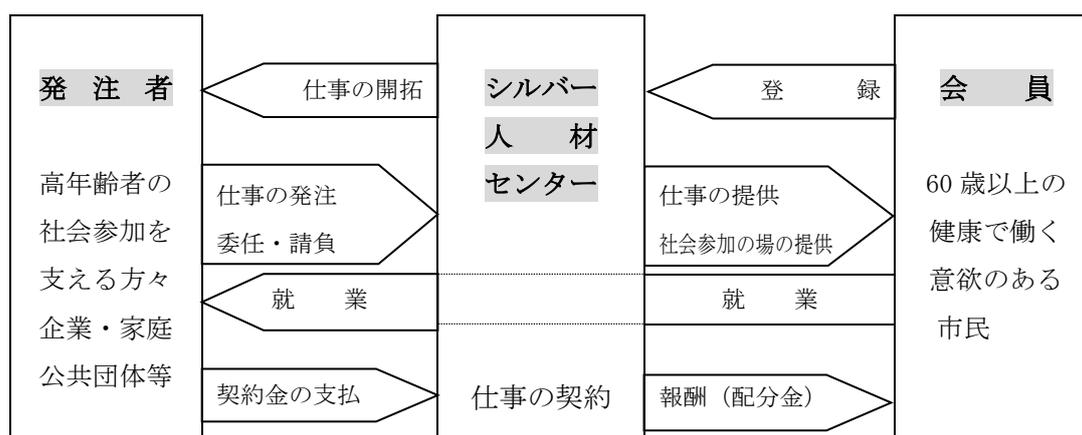
#### ④ 仕事の代金

仕事の代金は、センターが一括して発注者から受けとり、仕事をした会員へ配分金として支払います。「生きがいを得るための就業」を目的としていますので、一定した収入(配分金)の保障はありません。

#### ⑤ 公共的な団体

国・市から補助金と協力を受けて、営利を目的とせず、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する一般社団法人として活動しています。

### (3) センターの仕組み



#### ① 会員になるには

市内に居住する、60歳以上の働く意欲のある健康な人なら、どなたでも会員になれます。

#### ② 仕事をするのは

入会時に自分の希望する職種を登録し、センターで引き受けた仕事の範囲で働くことになります。

#### ③ 仕事の対価は

あらかじめ働く仕事の内容に応じて対価（配分金）を決めて仕事をし、働いた月の翌月の15日（1月・5月は20日）に配分金が支払われます。

#### ④ 仕事を頼むには

仕事を依頼したい時は、まず電話でセンターへご連絡してください。

### (4) 仕事の内容

- ① 技 術 自動車運転、経理事務、ボイラー保守管理など
- ② 技 能 植木の剪定、障子・網戸の張替、家具や建物の営繕、塗装など
- ③ 事 務 整 理 一般事務、宛名書き、筆耕、毛筆、調査事務など
- ④ 管 理 施設の管理、駐車場の管理、商品管理、守衛、宿直など
- ⑤ 折衝・外交 広報誌等の各戸配布、店番、販売員、配達、集金など
- ⑥ 軽 作 業 屋内外の清掃、除草、草刈、雑役、荷造り、屋内整理など
- ⑦ サ ー ビ ス 家事援助（家庭内清掃・食事の支度等）、病人・老人の介助、子育て支援など

### (5) 会員登録及び就業状況

#### ① 会員登録数の推移（各年3月31日現在）

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
男（人）	906	878	878	864	845
女（人）	496	504	499	488	477
合計（人）	1,402	1,382	1,377	1,352	1,322

② 就業状況の推移

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
就業実人数（人）	1,158	1,124	1,098	1,067	1,050
就業述べ日人数（人）	159,488	148,401	144,899	142,125	141,576

(6) 契約件数

(単位：件)

		技術	技能	事務整理	管理	折衝・ 外交	軽作業	サービス	その他	計
令和元	民間	93	1,909	246	675	52	4,417	1,015	—	8,407
	公共	4	3	70	72	10	760	257	—	1,176
	計	97	1,912	316	747	62	5,177	1,272	—	9,583
令和2	民間	56	1,698	210	631	28	4,063	1,036	—	7,722
	公共	2	3	62	51	10	756	365	—	1,249
	計	58	1,701	272	682	38	4,819	1,401	—	8,971
令和3	民間	61	1,687	202	635	13	3,974	1,136	—	7,708
	公共	2	4	63	48	10	757	465	—	1,349
	計	63	1,691	265	683	23	4,731	1,601	—	9,057
令和4	民間	50	1,640	167	633	17	4,248	1,287	—	8,042
	公共	3	6	69	60	12	678	550	—	1,378
	計	53	1,646	236	693	29	4,926	1,837	—	9,420
令和5	民間	61	1,560	148	635	21	4,474	1,355	11	8,265
	公共	4	3	63	60	10	646	592	0	1,378
	計	65	1,563	211	695	31	5,120	1,947	11	9,643

(7) 一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の実施

事業所の社員と混在して就業する仕事や発注者の指揮命令を必要とする仕事などの場合、一般労働者派遣事業や有料職業紹介事業を活用いただきます。

### 3 民生委員・児童委員

#### (1) 沿革と目的

民生委員は、民生委員法によって、社会福祉の増進に熱意をもっている人の中から推薦されて、厚生労働大臣の委嘱を受けた社会奉仕者であり、その職務は、社会福祉、児童福祉に協力するとともに、ひろく地域社会の福祉増進のために、自主的な活動を行うこととされています。

民生委員・児童委員制度は、昭和11年に方面委員令の公布によって全国的制度として発足しましたが、その後昭和21年に方面委員の名称は、民生委員と改められ、さらに昭和22年の児童福祉法の制定に伴い、民生委員は同時に児童委員を兼任することになりました。

平成6年1月には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が新たに設置され、従来の区域を担当する児童委員と一体となって、明石市域全体における児童福祉活動を展開しています。

#### (2) 現 況

本市の民生委員・児童委員の定数は、区域担当 386 人、主任児童委員 29 人の合計 415 人で、令和6年4月1日現在、398 人（男性 123 人、女性 275 人）となっています。

各区域担当民生委員・児童委員の受け持つ平均世帯数は約 350 世帯となっており、主任児童委員は、小学校区毎に 1 名配置されています（大久保小学校区は大久保地区と大久保北地区にまたがるため、各地区に 1 人、計 2 人配置）。また、全委員の平均年齢は 67.2 歳となっています。

法定の民生児童委員協議会は 1 つですが、運営は中学校区（13 地区）ごとに地区民生児童委員協議会を設け、それぞれ活動しています。

#### ○ 区域担当（地区別）委員数

（令和6年4月1日現在）

地区民生児童委員協議会	地 域	委員数	男 女 別	
			男	女
朝 霧 地 区	朝 霧 中 学 校 区	27	9	18
大 蔵 地 区	大 蔵 中 学 校 区	29	4	25
錦 城 地 区	錦 城 中 学 校 区	14	1	13
衣 川 地 区	衣 川 中 学 校 区	40	19	21
望 海 地 区	望 海 中 学 校 区	38	6	32
野々池地区	野々池中学校区	36	18	18
大久保地区	大久保中学校区	31	9	22
大久保北地区	大久保北中学校区	29	12	17
江井島地区	江井島中学校区	17	5	12
高 丘 地 区	高 丘 中 学 校 区	18	6	12
魚住東地区	魚住東中学校区	25	4	21
魚 住 地 区	魚 住 中 学 校 区	30	18	12
二 見 地 区	二 見 中 学 校 区	35	11	24
合 計		369	122	247

#### ○主任児童委員数

（令和6年4月1日現在）

担当区域	委員数	男 女 別	
		男	女
明石市	29	1	28

### (3) 職 務

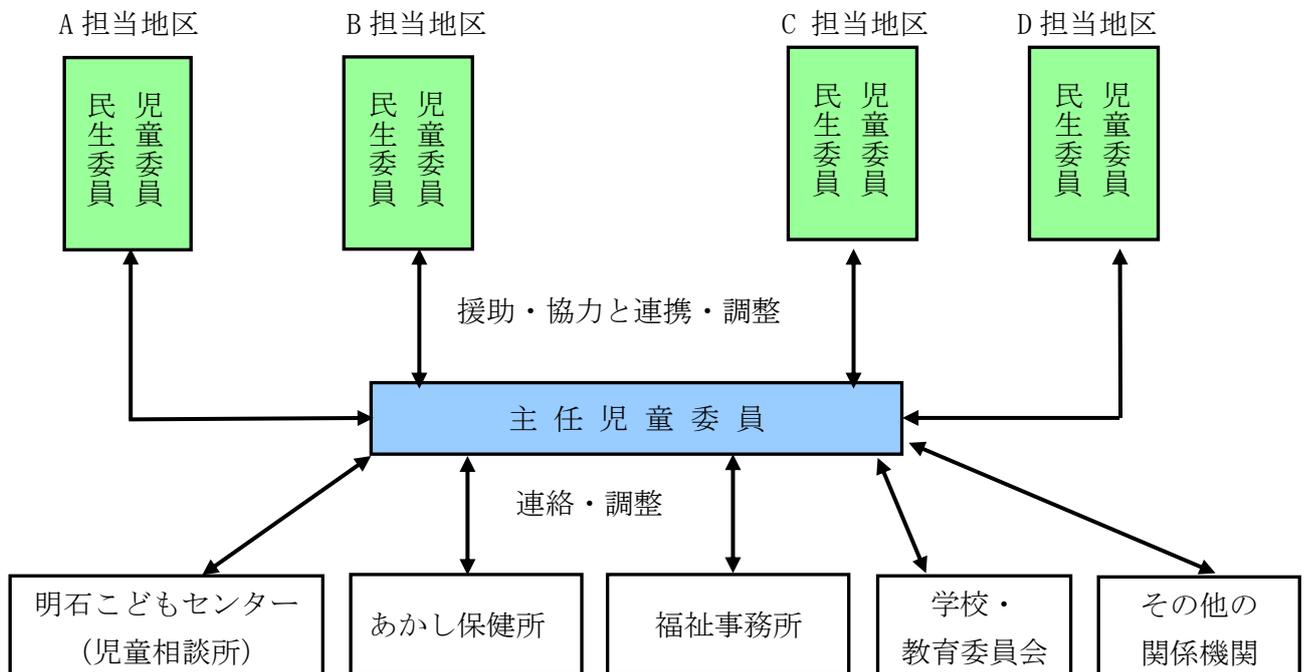
民生委員・児童委員は、地域の住民からの相談に対し、必要に応じて行政等関係機関を紹介し、橋渡しをしています。さらに、関係機関と連携しながら、福祉に関わる様々な支援を行うことによって、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりをめざしています。

民生委員・児童委員には、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員があります。

区域担当民生委員・児童委員は、幅広く福祉全般に関する事項を担当し、担当区域の住民の個別支援を中心に活動する委員です。主な職務として、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動や、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する相談・援助、行政の補完としての状況確認（証明）事務等があります。

主任児童委員は、児童問題が複雑・多様化するなか、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域担当民生委員・児童委員の児童問題に関わる活動に協力しています。

#### ○ 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員との関係



#### ○区域担当民生委員・児童委員及び主任児童委員の役割

種別	区域担当民生委員・児童委員		主任児童委員
	民生委員	児童委員	
根拠	<p>民生委員法第5条及び第29条の規定に基づき、明石市長の推薦によって、<u>厚生労働大臣より委嘱</u>されます。</p>	<p>児童福祉法第16条の規定に基づき、<u>民生委員を兼ねた者として厚生労働大臣より委嘱</u>されます。</p>	<p>児童委員のうちから、児童福祉に関することを専門的に担当する者として、<u>厚生労働大臣より指名</u>されます。</p> <p>児童福祉法の一部改正（平成13年11月30日）により主任児童委員が法定化されました。</p>
職務	<p>①住民の生活状況を、必要に応じて適切に把握  ②要支援者からの相談に応じて、助言その他の援助  ③要支援者への必要な情報提供及びその他の援助  ④社会福祉活動を行う事業経営者等と連携を図り、その事業又は活動を支援  ⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力</p>	<p>児童及び妊産婦の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、必要な情報の提供、その他の援助、指導等を行います。</p>	<p>児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助、協力を行います。</p>
活動事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動</li> <li>・行政の補完としての状況確認（証明）事務</li> <li>・必要に応じ、住民の福祉の増進を図るための活動</li> <li>・その他福祉に関わる身近な心配ごと相談に応じ、専門家や福祉サービスなどを紹介したり、必要な福祉サービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」を担っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する相談及び援助</li> <li>・子どもの非行防止など、子どもの健やかな成長を促す生活環境の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校や児童福祉関係機関への訪問</li> <li>・子育て家庭への訪問</li> <li>・児童虐待、いじめ、非行問題に関して明石こどもセンター（児童相談所）などの関係機関に協力</li> </ul>
守秘義務	<p>民生委員法第15条に「守秘義務」の規定があり、相談内容等、活動上知り得た情報は、その秘密を厳守します。</p>		

## 4 公益財団法人 こども財団

### (1) 設立の目的

「こどもを核としたまちづくり」をさらに加速させるため、行政と地域の連携及び協働の要となる、子ども支援に特化した新たな中間支援組織「一般財団法人あかしこども財団」が平成30年5月1日に設立されました。更なる発展をめざし、令和4年9月1日に公益認定を受け、法人名を公益財団法人こども財団に改め、より子どもに近い目線で、市民、活動団体、企業、行政等が一丸となって地域の子どもたちを応援するための様々な活動を機動的にサポートし、市がすすめる子ども総合支援の推進を図っています。

### (2) 所在地

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 西日本こども研修センターあかし  
電話 078-920-9670 FAX 078-920-9671  
HP <https://akashi-kodomo-zaidan.jp>

### (3) 組織体制

理事会（6名）

理事長 津久井 進(弁護士)

理事（5名）

評議員（6名）

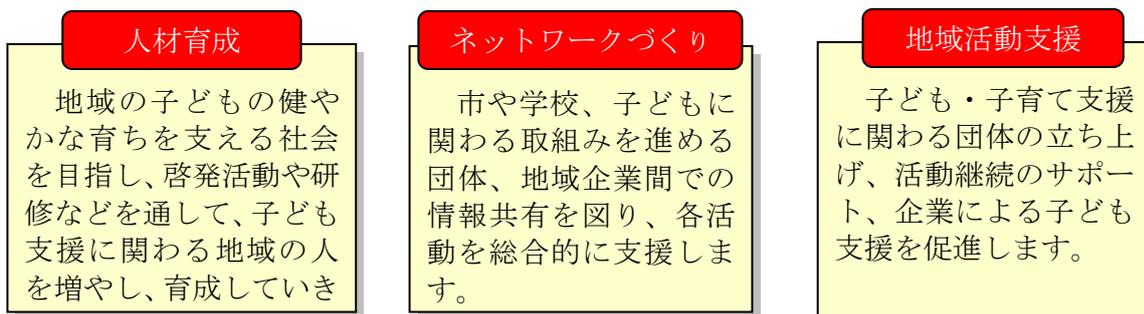
監事（2名）

事務局 ○こども支援担当

○研修センター担当

○放課後児童クラブ担当

### (4) 地域における役割



### (5) 主な事業（令和5年度）

事業	内容
こどもの居場所づくり事業	全28小学校区に開設されたこども食堂が、子どもの視点に立った運営がなされ、その活動が広がり、“気づきの地域拠点”として関係機関とつながっていくよう、こども食堂を運営する団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行います。
地域活動支援事業	児童健全育成、子育て支援に取り組む団体、こども夢文庫を運営する団体を支援することにより、地域で子育てを支援する基盤を形成するとともに、地域の子育て力の拡大、地域コミュニティの意識醸成を図ります。
子育て応援企業連携事業	あかし子育て応援企業との連携により、地域全体で子どもを見守る機運を高め、子ども・子育て支援への取組を促進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めます。
こどもの居場所設置・運営事業	学校になじめない等の事由を抱えた子どもたちが、安心して学び、遊び、過ごし、健やかな成長ができるように、学習支援や相談支援等を実施し、子どもの自主性を尊重し、自己肯定感を育むことができる居場所を設置し、運営します。
こどもの権利擁護事業	一時保護された子どもの権利を守るため、こどものための第三者委員会の委員が、一時保護されたすべての子どもと速やかに面会し、子どもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなどを行います。
虐待・思春期問題情報研修センター事業	<p>児童相談所や児童福祉施設など、全国の子ども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象に、子どもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識・実践的支援技術の習得に資する高度専門的な研修を実施します。</p> <p>また、各市区町村には、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の連携協働を深め、切れ目のない支援を提供することが期待されていることから、こども家庭センター設置運営に向けて助言を行うアドバイザーの自治体への派遣等を行う「こども家庭センター支援事業」を実施します。</p> <p>さらに、児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員を対象に、全国の児童相談所を6ブロックに分け、その地域に向いて研修を行う児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修を実施します。</p>
放課後児童健全育成事業	<p>保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、様々な行事等を通して地域や異世代との交流を行うことにより、児童の心身の健全な育成を図るため、市内小学校区の放課後児童クラブの運営を行います。</p> <p>また、放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要な知識及び技能を習得するための放課後児童支援員認定資格研修を実施します。</p>
その他事業等	適切かつ健全な組織運営を行うため、法令等遵守や業務の適正を確保するとともに、積極的な広報活動や子育て支援に資する自主事業を実施します。